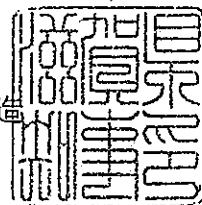


(別紙様式)

滋 税 第 3 3 6 号
令和 7 年 (2025 年) 8 月 4 日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
会 長 丸山 敦裕 様

滋賀県知事 三日月 大 造



特定個人情報保護評価第三者点検に係る状況報告について

下記の特定期間個人情報保護評価書について、第三者点検結果の答申後の状況を報告します。

記

1 評価書名

県税賦課徴収事務全項目評価書

2 評価書の修正状況

- (1) 過去 3 年以内に評価実施機関において発生した、個人情報に関する重大事故について更新。
- (2) 番号法改正による項ずれについて修正。

3 特定個人情報ファイルの取扱い状況

県税賦課徴収事務においては、国税データとの連携、住基一括照会およびオンラインによる画面入力により、個人番号を税務総合システムに登録するとともに、本人確認業務や納税者の名寄せ処理等に活用している。

なお、セキュリティ対策に関しては、インターネットから分離された安全性の高いネットワークを利用するとともに、税務専用端末ログイン時に IC カード認証等を、税務総合システムログイン時に静脈認証を用いることで厳格な管理を行っている。

4 その他参考事項

現在地方税共同機構では、個人番号を用いる新システム（地方税外部連携システム）を令和 9 年 9 月から運用開始する計画となっており、本県においても税務総合システムと連携させるためのシステム改修が必要となることから、令和 8 年夏ごろを目途に特定個人情報保護評価の見直しを予定している。